

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和8年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
群馬県	全市町村	子ども(県補助)	72	0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 *学校管理下における怪我等、日本スポーツ振興センターから災害共済給付の対象になる場合は、福祉医療の対象外	なし	なし	対象	県内の医療機関等	令和8年4月診療分
群馬県	全市町村	重度心身障害者(県補助)	70	次のいずれかに該当する障害を有する者 ①特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表3の1級 ②国民年金施行令別表の1級 ③身体障害者福祉法施行規則別表5号の1級及び2級(複合する障害によるものを含む。) ④療育手帳制度要綱による療養手帳の判定が「A」 *ただし、前年の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第7条に規定する額を超える者または扶養義務者等の前年の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第2条第2項に規定する額以上である者を除く。 (後期高齢者医療保険の被保険者である者も除く)	なし	なし	対象 ※住民税非課税者等が減額認定証を使用した場合または減額認定証の交付を受けられるに相当する者であることを示した場合	県内の医療機関等	令和8年4月診療分
群馬県	全市町村	母子家庭等(県補助)	78	所得税非課税者であって、以下のいずれかに該当する者 ①母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のない女子で、現に18歳未満の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者を含む。)を扶養している者及び当該児童 ②父母のない18歳未満の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者を含む。)	なし	なし	対象	県内の医療機関等	令和8年4月診療分
群馬県	全市町村	父子家庭(県補助)	76	所得税非課税者であって、以下に該当する者 *母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子で、現に18歳未満の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者を含む。)を扶養している者及び当該児童	なし	なし	対象	県内の医療機関等	令和8年4月診療分
群馬県	前橋市 高崎市 桐生市 太田市 沼田市 館林市 藤岡市 富岡市 安中市 みどり市 榛東村 吉岡町 上野村 中之条町 長野原町 嬬恋村 草津町 高山村 東吾妻町 板倉町 明和町 千代田町 大泉町 邑楽町	子ども(市町村単独)	82	16歳に達する年度の4月1日から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 *学校管理下における怪我等、日本スポーツ振興センターから災害共済給付の対象になる場合は、福祉医療の対象外 (令和8年4月以降は対象者がいなくなる予定)	なし	なし	対象	県内の医療機関等	令和8年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
群馬県	前橋市	母子家庭等(市町村単独)	88	特別障害者手当の所得基準額以下の者のうち、以下に該当する者 ①母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のない女子で、現に18歳未満の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者を含む。)を扶養している者及び当該児童 ②父母のない18歳未満の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者を含む。)	なし	なし	対象	県内の医療機関等	令和8年4月診療分
群馬県	高崎市	母子家庭等(市町村単独)	88	所得税が課税されている者のうち、以下に該当する者 ①母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のない女子で、現に19歳未満の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者をいう。)を扶養している者及び当該児童 ②父母のない19歳未満の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者をいう。)	なし	なし	対象	県内の医療機関等	令和8年4月診療分
群馬県	桐生市 伊勢崎市 太田市 沼田市 渋川市 藤岡市 富岡市 安中市 榛東村 神流町 上野村 下仁田町 甘楽町 中之条町 長野原町 嬭恋村 草津町 高山村 東吾妻町 片品村 玉村町 板倉町 明和町 千代田町 邑楽町	母子家庭等(市町村単独)	88	所得税が課税されている者のうち、以下のいずれかに該当する者 ①母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のない女子で、現に18歳未満の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者を含む。)を扶養している者及び当該児童 ②父母のない18歳未満の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者を含む。)	なし	なし	対象	県内の医療機関等	令和8年4月診療分
群馬県	館林市	母子家庭等(市町村単独)	88	所得税が課税されている者のうち、以下のいずれかに該当する者 ①母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のない女子で、現に18歳未満の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者を含む。)を扶養している者及び当該児童 ②父母のない18歳未満の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者を含む。) *学校管理下における怪我等、日本スポーツ振興センターから災害共済給付の対象になる場合は、福祉医療の対象外	なし	なし	対象	県内の医療機関等	令和8年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
群馬県	みどり市	母子家庭等(市町村単独)	88	所得税が課税されており、かつ住民税課税所得が145万円未満である者のうち、以下のいずれかに該当する者 ①母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のない女子で、現に18歳未満の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者を含む。)を扶養している者及び当該児童 ②父母のない18歳未満の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者を含む。)	なし	なし	対象	県内の医療機関等	令和8年4月診療分
群馬県	南牧村 昭和村	母子家庭等(市町村単独)	88	所得税が課税されている者のうち、以下に該当する者 ・母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のない女子で、現に18歳未満の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者を含む。)を扶養している者及び当該児童	なし	なし	対象	県内の医療機関等	令和8年4月診療分
群馬県	大泉町	母子家庭等(市町村単独)	88	旧所得税課税額が5万円未満の者のうち、以下のいずれかに該当する者 ①母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のない女子で、現に18歳未満の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者を含む。)を扶養している者及び当該児童 ②父母のない18歳未満の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者を含む。)	なし	なし	対象	県内の医療機関等	令和8年4月診療分
群馬県	前橋市	父子家庭(市町村単独)	86	特別障害者手当の所得基準額以下の者のうち、以下に該当する者 ・母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子で、現に18歳未満の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者を含む。)を扶養している者及び当該児童	なし	なし	対象	県内の医療機関等	令和8年4月診療分
群馬県	高崎市	父子家庭(市町村単独)	86	所得税が課税されている者のうち、以下に該当する者 ・母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子で、現に19歳未満の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者をいう。)を扶養している者及び当該児童	なし	なし	対象	県内の医療機関等	令和8年4月診療分
群馬県	桐生市 伊勢崎市 太田市 沼田市 渋川市 藤岡市 富岡市 安中市 榛東村 神流町 上野村 下仁田町 南牧村 甘楽町 中之条町 長野原町 嬬恋村 草津町 高山村 東吾妻町 片品村 玉村町 板倉町 明和町 千代田町 邑楽町	父子家庭(市町村単独)	86	所得税が課税されている者のうち、以下に該当する者 ・母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子で、現に18歳未満の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者を含む。)を扶養している者及び当該児童	なし	なし	対象	県内の医療機関等	令和8年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
群馬県	館林市	父子家庭(市町村単独)	86	所得税が課税されている者のうち、以下に該当する者 ・母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子で、現に18歳未満の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者を含む。)を扶養している者及び当該児童 *学校管理下における怪我等、日本スポーツ振興センターから災害共済給付の対象になる場合は、福祉医療の対象外	なし	なし	対象	県内の医療機関等	令和8年4月診療分
群馬県	みどり市	父子家庭(市町村単独)	86	所得税が課税されており、かつ住民税課税所得が145万円未満である者のうち、以下に該当する者 ・母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子で、現に18歳未満の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者を含む。)を扶養している者及び当該児童	なし	なし	対象	県内の医療機関等	令和8年4月診療分
群馬県	大泉町	父子家庭(市町村単独)	86	旧所得税課税額が5万円未満の者のうち、以下に該当する者 ・母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子で、現に18歳未満の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者を含む。)を扶養している者及び当該児童	なし	なし	対象	県内の医療機関等	令和8年4月診療分
群馬県	前橋市	重度心身障害者(市町村単独)	80	IQ35以下の者	なし	なし	対象 ※住民税非課税者等が減額認定証を使用した場合	県内の医療機関等	令和8年4月診療分
群馬県	桐生市	重度心身障害者(市町村単独)	80	次のいずれかに該当する障害を有する者 ①療育手帳制度要綱による療育手帳の判定で「B1」 ②IQが50以下の者 (後期高齢者医療の被保険者を除く)	なし	なし	対象 ※住民税非課税者等が減額認定証を使用した場合	県内の医療機関等	令和8年4月診療分
群馬県	伊勢崎市	重度心身障害者(市町村単独)	80	以下に該当する障害を有する者 ①療育手帳制度要綱による療育手帳の判定で「B1」 ②18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者であって、療育手帳制度要綱による療育手帳の判定で「B2」 ③特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表3の2級 (後期高齢者医療の被保険者を除く)	なし	なし	対象 ※住民税非課税者等が減額認定証を使用した場合	県内の医療機関等	令和8年4月診療分
群馬県	太田市	重度心身障害者(市町村単独)	80	次のいずれかに該当する障害を有する者 ①身体障害者福祉法施行規則別表5号の3級(複合する障害によるものを含む) ②療育手帳制度要綱による療育手帳の判定が「B1」 ③18歳の誕生月の末日までの者であって療育手帳制度要綱による療育手帳の判定が「B2」 ④IQが50以下 (後期高齢者医療の被保険者を除く)	なし	なし	対象 ※住民税非課税者等が減額認定証を使用した場合	県内の医療機関等	令和8年4月診療分
群馬県	沼田市	重度心身障害者(市町村単独)	80	・療育手帳制度要綱による療育手帳の判定が「B1」に該当する障害を有する者 *ただし、前年の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第7条に規定する額を超える者又は扶養義務者等の前年の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第2条第2項に規定する額以上である者を除く。 (後期高齢者医療の被保険者を除く)	なし	なし	対象 ※住民税非課税者等が減額認定証を使用した場合または減額認定証の交付を受けられるに相当する者であることを示した場合	県内の医療機関等	令和8年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
群馬県	館林市 明和町 千代田町 邑楽町	重度心身障害者 (市町村単独)	80	・療育手帳制度要綱による療育手帳の判定で「B1」に該当する障害を有する者 (後期高齢者医療の被保険者を除く)	なし	なし	対象 ※住民税非課税者 等が減額認定証を 使用した場合	県内の 医療機関等	令和8年 4月診療分
群馬県	渋川市	重度心身障害者 (市町村単独)	80	次のいずれかに該当する障害を有する者 ①身体障害者福祉法施行規則別表5号の3級(複合する障害によるものを含む) ②療育手帳制度要綱による療育手帳の判定で「B1」又は「B2」 *ただし、前年の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第7条に規定する額を超える者、 扶養義務者等の前年の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第2条第2項に規定する額 以上である者を除く。 (後期高齢者医療保険の被保険者を除く)	なし	なし	対象 住民税非課税者等 が減額認定証を使用 した場合	県内の 医療機関等	令和8年 4月診療分
群馬県	藤岡市	重度心身障害者 (市町村単独)	80	次のいずれかに該当する障害を有する者 ①国民年金施行令別表の2級 ②身体障害者福祉法施行規則別表5号の3級(複合する障害によるものを含む) ③身体障害者福祉法施行規則別表5号の4級のうち、言語障害(複合する障害によるものを含む) ④療育手帳制度要綱による療育手帳の判定で「B1」又は「B2」 ⑤特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表3の2級 *ただし、前年の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第7条に規定する額を超える者、 扶養義務者等の前年の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第2条第2項に規定する額 以上である者を除く。 (後期高齢者医療保険の被保険者を除く)	なし	なし	対象 住民税非課税者等 が減額認定証を使用 した場合	県内の 医療機関等	令和8年 4月診療分
群馬県	富岡市	重度心身障害者 (市町村単独)	80	・療育手帳制度要綱による療育手帳の判定で「B1」又は「B2」に該当する障害を有するIQ50以下の者 (後期高齢者医療の被保険者を除く)	なし	なし	対象 住民税非課税者等 が減額認定証を使用 した場合	県内の 医療機関等	令和8年 4月診療分
群馬県	安中市	重度心身障害者 (市町村単独)	80	次のいずれかに該当する障害を有する者 ①国民年金施行令別表の2級 ②身体障害者福祉法施行規則別表5号の3級(複合する障害によるものを含む) ③療育手帳制度要綱による療育手帳の判定で「B1」 ④特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表3の2級 (後期高齢者医療保険の被保険者を除く)	なし	なし	対象 住民税非課税者等 が減額認定証を使用 した場合	県内の 医療機関等	令和8年 4月診療分
群馬県	みどり市	重度心身障害者 (市町村単独)	80	次のいずれかに該当する障害を有する者 ①国民年金施行令別表の2級 ②身体障害者福祉法施行規則別表5号の3級(複合する障害によるものを含む) ③療育手帳制度要綱による療育手帳の判定で「B1」 ④特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表3の2級 ※ただし、住民税課税所得が145万円以上の者または扶養義務者等の前年の所得が特別児童扶養手当等 の支給に関する法律施行令第2条第2項に規定する額以上である者を除く (後期高齢者医療保険の被保険者を除く)	なし	なし	対象 住民税非課税者等 が減額認定証を使用 した場合	県内の 医療機関等	令和8年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
群馬県	吉岡町	重度心身障害者 (市町村単独)	80	以下に該当する障害を有する者 ・身体障害者福祉法施行規則別表5号の3級(複合する障害によるものを含む) *ただし、前年の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第7条に規定する額を超える者、扶養義務者等の前年の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第2条第2項に規定する額以上である者を除く。 *後期高齢者医療保険の被保険者を除く	なし	対象外	対象 住民税非課税者等が減額認定証を使用した場合または減額認定証の交付を受けられるに相当する者であることを示した場合	県内の医療機関等	令和8年 4月診療分
群馬県	板倉町	重度心身障害者 (市町村単独)	80	・療育手帳制度要綱による療育手帳の判定で「B1」に該当する障害を有する者 (後期高齢者医療の被保険者を除く)	なし	なし	対象 住民税非課税者等が減額認定証を使用した場合又は減額認定証の交付を受けられるに相当する者であることを示した場合	県内の医療機関等	令和8年 4月診療分
群馬県	大泉町	重度心身障害者 (市町村単独)	80	次のいずれかに該当する障害を有する者 ①身体障害者福祉法施行規則別表5号の3級(複合する障害によるものを含む) ②療育手帳制度要綱による療育手帳の判定が「B1」 ③18歳の誕生日の末日までの者であって療育手帳制度要綱による療育手帳の判定が「B2」 *ただし、前年の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第7条に規定する額を超える者、扶養義務者等の前年の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第2条第2項に規定する額以上である者を除く。 (後期高齢者医療の被保険者を除く)	なし	なし	対象 住民税非課税者等が減額認定証を使用した場合	県内の医療機関等	令和8年 4月診療分
群馬県	伊勢崎市	精神障害者	80	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条の2第3号に該当する療養の給付を受ける精神障害者 (自立支援:公費番号21)	対象外	なし *自立支援医療(精神通院医療)適用一部負担金(自己負担上限月額まで助成)	対象外	県内の医療機関であり、自立支援医療受給者証に記載された医療機関	令和8年 4月診療分
群馬県	伊勢崎市	精神障害者	80	精神障害者本人、配偶者及び世帯主の当該申請年度の合計市町村住民税額の合計が235,000円未満の世帯に属する精神障害者で精神保健指定医により要入院と診断され、入院して医療を受けるもの	なし *保険診療の自己負担限度額まで助成	対象外	対象 ※食事療養標準負担額の減額に係る認定を受けていること の確認が出来た場合	県内の医療機関(精神科病床)	令和8年 4月診療分
群馬県	渋川市 吉岡町	精神通院	80	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条の2第3号に規定する精神通院医療適用者(後期高齢者医療被保険者を除く。)	対象外	なし *自立支援医療(精神通院医療)適用一部負担金(自己負担上限月額まで助成)	対象外	県内の自立支援医療(精神通院医療)認定医療機関	令和8年 4月診療分
群馬県	榛東村	精神保健	80	自立支援医療受給者証(精神通院医療・公費21)を取得している者で後期高齢者医療保険以外の健康保険に加入している者。 なお、所得制限は県補助福祉医療資格と一致。 ※高校3年生世代までは群馬県補助福祉医療費助成(子ども区分)が優先	対象外	なし *自立支援医療(精神通院医療・公費21)適用後に更に残った自己負担分を福祉医療費として負担	対象外	各対象者毎に定められた自立支援医療(精神通院医療・公費21)の指定医療機関	令和8年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。